

令和5年6月16日（金）でデザインの募集は終了いたしました。

江戸川区図柄入りナンバープレート
デザイン募集要項

江戸川区

経営企画部 企画課

1. 趣旨

令和4年4月、国土交通省が新たな地方版図柄入りナンバープレート導入申し込みの受付を開始しました。

江戸川区では、令和4年9月～10月に「江戸川」ナンバー導入の賛否に関するアンケートを実施し、「賛成」の方が7割、「どちらでもよい」とする方をあわせると8割以上となり、判断基準としていた7割を超えましたので、区民の皆様の賛同が得られたものとして、令和5年3月に国土交通省へ「江戸川」ナンバーの導入申し込みを行いました。

それに伴いこのたび、ナンバープレートの背景に使用する図柄のデザイン案を募集します。

2. 地方版図柄入りナンバープレート制度の概要

新たな地域名表示「江戸川」による図柄入りナンバープレートは、令和7年度の交付開始を予定しています。

なお、図柄入りナンバープレートは希望する方のみ有料での交付となりますので、図柄なしのナンバープレートも選択することが可能です。

(1) 交付対象

江戸川区内の登録自動車*（自家用・事業用）及び軽自動車（自家用）が対象となります。

※道路運送車両法の小型自動車（二輪を除く）・普通自動車・大型特殊自動車のこと。

(2) 交付主体

国土交通省

(3) ナンバープレートの種類

図柄入りナンバープレートの図柄デザインは地域名表示毎に1種類で、寄附金あり（フルカラー）、寄附金なし（モノトーン）の2パターンがあります。

フルカラーの図柄入りナンバープレート交付の際の寄附金は、区内の交通環境の改善や観光振興への取り組み事業等に充当されます。

3. デザイン案の募集期間

令和5年5月15日（月）～令和5年6月16日（金）まで

4. 応募資格

以下のいずれかを満たす方（個人、団体を問いません）

- ・江戸川区内に在住・在勤・在学の方
- ・江戸川区に愛着をお持ちの方

5. デザイン案の要件

デザイン案は、「江戸川区らしさ」をイメージできるものであって、次の条件をすべて満たすものとします。

- ① 江戸川区の特色を表現し、地域振興・観光振興に資すると見込まれるものであること。
- ② ナンバープレートの形状や表示される文字・数字の書体等を変更しないものであること。
- ③ 事業用自動車や軽自動車（自家用）の図柄入りナンバープレートに施される縁取りに留意するなど、国土交通省作成の「ナンバープレートの図柄デザイン制作に関するガイドライン」及び「図柄入りナンバープレート データ作成について」に則ったものであること。
- ④ 応募者を特定できる情報が入っていないものであること。
- ⑤ 政党その他の政治団体、宗教に関連するものでないこと（ただし、歴史的、文化的又は美術的な価値を有するものその他ナンバープレートの背景のデザインとすることにつき、広く住民の理解を得られるようなものを除く。）。
- ⑥ 特定の企業の営利活動を目的とするものでないこと。
- ⑦ 個人、団体の名誉を傷つけるおそれがあるものでないこと。
- ⑧ 国の利益や他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるものでないこと。
- ⑨ 特定の人物をモチーフとするものでないこと（ただし、地域住民に広く親しまれ、歴史的にもその評価が定まっている人物を表象するものを除く。）。
- ⑩ 他者の権利（商標登録など）を侵すおそれがあるものでないこと。
- ⑪ 公序良俗に反するおそれがあるものでないこと。

6. デザイン案の作成方法（データ／手描き）

デザイン案は、データでの作成か手描きでの作成のどちらかをお選びください。

① データでの作成

デザイン案は、Adobe Illustrator®（バージョン 2020）を使用して、指定様式（ai（イラストレーター）形式）に作成してください。指定様式には、中型標板（前部・後部）、大型標板（前部・後部）の4つの枠がありますので、全てに同一デザインを作画してください。

作画位置については、地域名表示の左側部分（江戸川表示の文字の下限を左に伸ばした延長線よりも上の部分）を除いた部分とします。

指定様式は、以下のリンク又は区ホームページからダウンロードしてください。

デザイン案作成指定様式ダウンロード

※デザイン案の作成にあたっては、応募にあたっての留意事項（本募集要項 P.5～6）を必ずご確認ください。

※「（仮称）江戸川区図柄入りナンバープレートデザイン選定委員会」で選考の上、区民投票の対象となった作品についてはフルカラーをモノトーンに置き換えたデザインを提出していただきます。

② 手描きでの作成

指定様式にカラーで作成してください。

指定様式は以下のリンク又は区ホームページからダウンロードしてください。

手描き指定様式ダウンロード

7. 提出物・提出方法

デザイン案1点につき、以下の提出物をご提出ください。

なお、デザイン案は応募者1人につき、2作品までとします。

① データでの提出

提出物：ai（イラストレーター）形式及びPDF形式のファイル

提出方法：提出用ページに必要事項を記入の上、ご提出ください。

提出用ページはこちら

※PDF形式のファイルは、「寸法説明等」のレイヤーを非表示にしてご提出ください。（令和5年5月19日追記）

※ファイル名は「（応募者氏名）江戸川ナンバーデザイン応募」に変更してください。

※複数応募される方は、ファイル名の応募者氏名の後ろに番号を付してください。

例：1作品目 （江戸川花子1）江戸川ナンバーデザイン応募.ai/（江戸川花子1）…….pdf

2作品目 （江戸川花子2）江戸川ナンバーデザイン応募.ai/（江戸川花子2）…….pdf

※イラストレーター以外で作成された方は印刷の上、下記提出先に郵送または持参してください。

② 手描きでの提出

提出物：必要事項を記入した指定様式

提出方法：封筒表面に「江戸川区図柄入りナンバープレートデザイン応募」裏面に「応募者氏名・住所」を記載の上、下記提出先に郵送または持参してください。

〒132-8501 東京都江戸川区中央1-4-1 江戸川区企画課

※手描きの作品が選出された場合には、江戸川区にていただいたデザイン案を元にai（イラストレーター）形式への変更作業を行います。その際、デザイン案の補作、修正を行います。また、ai（イラストレーター）形式への変更にあたり応募者への確認等を行う場合があります。

8. 選考方法

- ① 事務局で形式審査（データのフォーマット確認等）を行います。
- ② 形式審査が済んだものについて、「（仮称）江戸川区図柄入りナンバープレートデザイン選定委員会」で5点の作品を選考します。（弁理士等専門家による商標登録等の確認も行います。）
- ③ 選考した5点の作品について区民投票を行い、選定委員会による最終審査・選考を経て、最優秀賞1作品、優秀賞4作品を選考します。最優秀作品を提案デザインとし、優秀賞を次点候補作品とします。国の審査等により最優秀作品の提案が取り消された場合などには、優秀賞の中から改めて提案デザインを選考します。

※アンケートで最も票を得た作品が提案デザインとならない場合もあります。

（参考）導入に向けたスケジュール

日程	概要
令和5年5月15日～6月16日	デザイン募集
令和5年7月頃	「（仮称）江戸川区図柄入りナンバープレートデザイン選定委員会」で候補作5点を選考
令和5年8月～10月頃	商標等確認
令和5年11月頃	候補作5点の人気投票
令和5年12月頃	「（仮称）江戸川区図柄入りナンバープレートデザイン選定委員会」にて提案デザインを決定
	国土交通省へ図柄提案
令和7年5月頃	江戸川区図柄入りナンバープレート交付開始

9. 入賞者への賞金

- ・最優秀賞 賞金10万円（1作品）
- ・優秀賞 賞金1万円（4作品）

※入賞者との協議により、賞金額相当の賞品（図書カード、区内共通商品券など）に代えさせていただきます場合があります。

10. 結果発表

- ・入賞者の発表は、令和5年12月頃を予定しています。
- ・発表は、江戸川区ホームページ等で公表するほか、入賞者には直接連絡することとし、個別のお問い合わせには応じかねます。

- ・入賞者の氏名等については公表することを基本としますが、匿名を希望される場合等には、ご本人と相談の上、対応を決定します。

11. 応募にあたっての留意事項

以下の各事項について承諾した上で応募してください。なお、本応募要項に記載した条件等を満たさない場合には対象外となりますのでご注意ください。

(1) 応募について

- ・応募の手続きは、日本語となります。
- ・デザイン案の選考過程等において、事務局にお越しいただく場合があります（その場合の交通費等の支給はできません。）。

(2) 個人情報の取り扱いについて

- ・応募者の個人情報については、提案デザインの選考事務に必要な範囲でのみで使用します。
- ・国土交通省やその他の選考事務に関わる第三者に必要な限度での提供をすることがあります。

(3) デザイン案の補作、修正等について

- ・デザイン案について、視認性の確保等の観点から、デザイン案の応募者に修正を依頼する場合や、江戸川区または国土交通省が補作・修正する場合があります。
- ・手描きでのデザイン案提出の場合には、提出された案をもとに ai（イラストレーター）形式への変更作業を行います。その際、視認性の確保等の観点から、補作・修正する場合があります。ai（イラストレーター）形式への変更にあたり応募者への確認等を行う場合があります。

(4) デザイン案その他の知的財産権等について

- ・デザイン案は、応募者が創作した未発表でかつ著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。）その他第三者の権利を侵害しないものに限り（提案デザインの決定前にデザイン案を公表してしまうと「未発表」とならなくなってしまうおそれがあるため、ご注意ください。）。
- ・デザイン案に関する知的財産権その他の一切の権利の全部又は一部について、応募後に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は出願・登録手続等を行っていることが判明したときは、応募を無効とすることがあります。
- ・デザイン案の知的財産権などに関わる問題が発生した場合は、一切の責任（金員の支払いを含む。）を応募者が負うこととします。
- ・提案デザインの選考に当たり、制作過程に関する情報や制作段階におけるスケッチ、デッサン等の関連資料を確認させていただく場合があります。

- ・提案デザインの選定後において、入賞作品に知的財産権侵害等の問題が判明した場合、本募集要項に記載する事項に同意いただけない場合、その他本募集要項に違反していることが判明した場合等にあつては、入賞を取り消し、支払済の賞金は返還していただくことがあります。
- ・提案デザインに関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、その他一切の権利は、江戸川区に無償で譲渡するものとし、所要の手続きをとらせていただきます。なお、提案デザインの作成者は、江戸川区及び江戸川区が指定する者に対し、著作者人格権その他一切の人格権を行使しないものとします。
- ・提案デザインに採用されなかった作品の著作権が、応募によって当然に江戸川区に移転するということはありませんが、応募された全てのデザイン案について、江戸川区及び江戸川区が指定する者は、視認性の確保等の観点から、補作・修正をし、また、無償でこれを利用できるものとし、（広報・記録を目的とした資料の作成や展示、著作権侵害等に係る調査の際の利用、ウェブサイトへの利用等をさせていただきます。）。なお、応募者は、江戸川区及び江戸川区が指定する者に対し、著作者人格権その他一切の人格権を行使しないものとします。
- ・提案デザインに係る知的財産権（商標、意匠等）の出願・登録を江戸川区がすることを認めるものとします。

(5) その他

- ・採用作品が、図柄入りナンバープレートの図柄として使用されるかどうかは、国土交通省が設置する有識者審査会の審査を経た上で、最終的に国土交通大臣が指定します。
- ・提案デザインの応募者には、江戸川区版図柄入りナンバープレートの広報活動等への協力をお願いすることがあります。
- ・応募に要する費用は全て応募者の負担となります。その他応募者が応募を行ったことにより被った損失・損害について、江戸川区は責任を負いかねます。また、何らかの障害、事故等でデータファイルが開けない等の問題が発生した場合についても同様とします。
- ・提出物はいかなる場合でも返却しません。なお、江戸川区は、ご提供いただいた提出物の管理に万全の注意を払いますが、天災その他の不慮の事故等に基づく破損、紛失等については責任を負いかねますので、提出物に係るデータファイル等のバックアップは応募者において各自ご対応ください。
- ・応募要項の内容も含め、応募に関する一切の事項は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとし、応募要項への同意にもかかわらず応募に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることとします。
- ・未成年者等の方は、応募にあたり、本要項に定める事項について、親権者等の法定代理人の同意を得た上で応募してください。未成年者等が応募したデザイン案が、提案デザインに選定された場合、著作権等の権利譲渡等に関して親権者等の法定代理人の同意書が必要になります。
- ・本応募要項に記載した事項（スケジュール、留意事項等）については、今後、江戸川区の判断により、変更又は追加することがあります。その場合は、それまでに既に応募した方であつてこれに同意できない方は、その応募を撤回できますが、応募に要した費用その他損失・損害等の負担には応じかねます。